（法第二十八条第一項の日の指定）

第五条　［略］

（営業保証金の保管替え）

第六条　［略］

［条を削る。］

（営業保証金の取戻し）

第七条　［略］

第八条　［略］

第九条　第七条第一項又は第二項の公告をした場合において、供託物の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類をもつて足りる。

一・二　［略］

第十条　［略］

（権限の委任）

第十一条　この省令に規定する国土交通大臣の権限（第一条に規定する権限を除く。）は、当該宅地建物取引業者が免許を受けた地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

様式第一号（第一条関係）

（A 4）

確認書交付申請書

宅地建物取引業法第27条第１項の権利の実行のための供託物の還付を受けたいので、添付書類を添えて宅地建物取引業者営業保証金規則第１条第４項の確認証の交付を申請します。

年　月　日

国土交通大臣　殿

申請者　住所

氏名　印

電話番号

申請に係る取引に関する事項

取引の相手方である宅地建物取引業者の商号又は名称及び住所並びに免許番号	
宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所）	
取引がされた年月日	

（A 4）

様式第二号（第一条関係）

確認書

年　月　日付けで貴殿から申請のあった件について、宅地建物取引業者営業保証金規則第１条第４項の規定により、下記（1/2）であることを確認しました。

年　月　日

殿

国土交通大臣　印

（法第二十八条第一項の日の指定）

第四条　［同上］

（営業保証金の保管替え）

第五条　［同上］

第六条及び第七条　削除

（営業保証金の取戻し）

第八条　［同上］

第九条　［同上］

第十条　第八条第一項又は第二項の公告をした場合において、供託物の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類をもつて足りる。

一・二　［同上］

第十一条　［同上］

（権限の委任）

第十二条　この省令に規定する国土交通大臣の権限は、当該宅地建物取引業者が免許を受けた地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

［様式を加える］

［様式を加える］